

補助金についての説明書

老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金は、社会活動促進のため友愛訪問活動・清掃活動・地域見守り活動などのボランティア的な活動に要する経費を補助するもので、国 1/3 府 1/3 市 1/3 の割合で補助しています。なお、老人クラブ本来の活動は、会員の会費で賄うこととなっています。

池田市では、老人クラブの活動を支援することにより、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、「池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業運営並びに補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付しています。

1 対象となる老人クラブ

同一の地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、池田市友愛クラブ連合会に加入し、下記の条件にあてはまる老人クラブを対象としています。

- ① 市内に在住のおおむね 60 歳以上の者で組織すること。
- ② 会員数が 30 人以上であること。
 - ☞ 30 人未満となっている場合は、会員の加入促進活動により、30 人以上となるよう努めてください。30 人未満の場合は対象外となります。ただし、30 人以上の会員により適正に運営されてきたクラブが、交付決定時以降に会員が減少したものの、従前と同様の活動が行われたと実績報告等により認めることができる場合、補助対象とします。
- ③ 年間を通じて活動を行っており、相当数の会員が参加していること。
- ④ 基本となる運営の経費は、会員からの会費で賄われていること。

2 対象となる経費の事例

補助対象となる経費は、別紙の「補助対象となる経費の事例(クラブ用)」のとおりです。対象となる経費かどうか判断が難しい場合は、高齢・福祉総務課にお問い合わせください。

なお、単なる娯楽のための経費や個人の利益となるような物品等に係る経費は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

3 補助金の交付

補助金の交付を受けるためには、1年間の事業計画・予算についての申請が必要です。4月から5月上旬に申請書類一式をご提出いただき、市で審査の後、概算払を希望されるクラブについては、6月下旬頃に補助金の交付を行います。(精算払を希望されるクラブについては、3月下旬から4月上旬の実績報告の後に交付を行います。)

- ・申請書の内容を審査のうえ、交付決定通知書または不交付決定通知書を友愛連経由でお渡しします。
- ・申請者は、単位クラブの代表者となります。
- ・補助金は、請求書に記載のある金融機関の口座へ振り込みますので、通帳の口座番号と名義人が分かるページのコピーを添えて提出してください。

☞ 補助金の受け取りは『口座振込』のみです。現金での受け取りはできませんのでご注意ください。

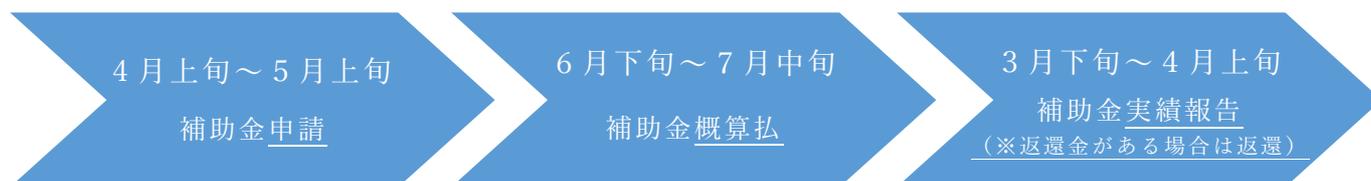
☞ 補助金を受け取る口座は、単位クラブ代表者名義の単位クラブの口座であることが望ましいですが、単位クラブの代表者または会計個人名義の口座でも構いません。口座名義人が代表者と異なる場合は、必ず委任状の記入をお願いします。

☞ 個人名義の口座を使用する場合でも、単位クラブ専用の口座を作成し、単位クラブの運営経費の管理は、すべて当該専用口座を通じて行ってください。

4 補助金の交付パターンについて

補助金の交付パターンは以下のいずれかとなります。各クラブの実情に適するパターンにより申請をお願いいたします。

(1) 概算払による交付をご希望される場合



年度当初に概算払で補助金を交付し、実績報告により精算するパターンです。

補助対象経費が交付決定額（概算払）を下回った場合は、その差額を返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

(2) 精算払による交付をご希望される場合



年度当初は補助金申請のみで、実績報告により補助金の額を確定のうえ、補助金をお支払いするパターンです。申請の際には請求書の添付は必要ありませんが、実績報告の際に別途請求書（様式第14号）をご提出いただきます。この方法で補助金を受給される場合は、年度末まで経費の立替払いが必須となりますので、財源にご注意ください。

※年度末の補助対象事業の実績額に応じて補助金を後払いすることとなるため、補助金を精算いただく必要はありません。

5 その他の留意事項

- ・ 補助金に関する手続きは、原則代表者が行ってください。ただし、会計の事務処理は、代表者や会計が1人で行わず、必ず複数人で行ってください。
- ・ 補助金に係る帳簿または領収書等の証拠書類は、その支出状況を明確にしておくとともに、事業終了の翌年度から5年間保管しておいてください。
- ・ 補助金の適正な執行を図るため、関係書類の提出を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 領収書等の添付がない場合、補助対象経費として扱うことができませんので、ご注意ください。
- ・ 領収書等が発行可能な店舗等を出来る限りご利用ください。
- ・ 書類の記入には鉛筆、修正液、消せるペンは使用しないでください。

※ 補助金の手続で困ったことがございましたら、いつでもご相談ください。

窓口が混み合うことがございますので、お越しになられる際は、事前に高齢・福祉総務課までメールまたはお電話でご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ】

池田市 福祉部 高齢・福祉総務課

TEL：072-752-1111（内線555）

FAX：072-752-1147

E-mail：fukushi@city.ikeda.osaka.jp